入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

国道373号外道路管理気象予測業務委託　一式

（２）業務の仕様

　　　別添設計図書のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和８年３月25日（水）まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）気象状況の急変等の際に臨時の情報提供が可能な者であること。

（５）気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条の許可を受けている者であること。

３　契約担当部局

鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課

電話 0858-72-3853

電子メール yazu\_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する担当部局

〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県 八頭県土整備事務所 維持管理課

（３）入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和７年10月３日（金）から同月23日（木）までの間にインターネットの鳥取県八頭県土整備事務所ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/y-kendo/）から入手すること。これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和７年10月３日（金）から同月23日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（４）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関

する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年11月11日（火）午後２時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（月）午後５時（必着）とする。）

イ　場所

〒680-0461　鳥取県八頭郡八頭町郡家100

鳥取県 八頭庁舎会議棟２階　入札室

５　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の(１)の場所に令和７年10月17日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問に対する回答については、令和７年10月21日（火）午後５時15分までにインターネットの鳥取県八頭県土整備事務所ホームページ（[https://www.pref.tottori.lg.jp/y-kendo/）によりまとめて閲覧](https://www.pref.tottori.lg.jp/y-kendo/%EF%BC%89%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%A8%E3%82%81%E3%81%A6%E9%96%B2%E8%A6%A7)に供する。

６　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により４の（１）の場所に令和７年10月23日（木）午後５時（必着）までに提出すること。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

７　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）２の（５）を証するもの（許可証の写し）

８　資格審査について

（１）６の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和７年10月28日（火）午後５時までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県八頭県土整備事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和７年11月４日（火）午後５時（必着）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県八頭県土整備事務所長は、説明を求めた者に対して令和７年11月７日（金）午後５時までに書面により回答する。

９　入札条件

（１）入札は紙入札により行うものとし、別添入札書（様式第５号）を使用すること。

（２）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

（３) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

（４）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに委任状（様式第３号）を４の（５）の場所に提出すること。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。

（５）入札書及び委任状の宛名は「鳥取県八頭県土整備事務所長 西村　克則」とすること。

（６）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（７）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書１回目」、「入札書２回目」又は「入札書３回目」と明記した封書に、「１回目」、「２回目」及び「３回目」を明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第２回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札とみなして無効とする。

（８）再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札価格を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（９）入札者は、政令、会計規則、本件公告、設計図書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（10）入札後、本件公告、設計図書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）７の事前提出物を提出していない者のした入札

（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状を４の（５）（郵便等による場合は４の（１））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

（４）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者のした入札

（５）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（６）入札書を２通以上提出した入札（９の（７）のとおり回数が記載されていない場合を含む。）

（７）重要な文字を誤脱した入札書、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

（８）入札書を鉛筆で記載した入札

（９）政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

（10）入札書の「入札者」が入札に関する権限を有する者（代表者又は受任者）となっていない入札

12　落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基

づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が２者以上いる場合は、くじによって決定する。

くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

13　契約書作成の要否

要

14　手続における交渉の有無

無

15　その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（６）10の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の決定を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第４号）を、４の（１）の場所に提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の決定を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、４の（１）の場所に提出すること。

　　 なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。